

大野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

大 野 町 長
大 野 町 議 会 議 長
大野町選挙管理委員長
大野町農業委員会長
大 野 町 教 育 長

大野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、町長、町議会議員、町選挙管理委員長、町農業委員会長、町教育長が策定する特定事業主行動計画である。令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを計画期間とする前計画の期間満了に伴い、これまでの取組状況や実績等を踏まえ、新たに計画を策定するものである。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。
（法は、令和 18 年 3 月 31 日までの時限立法）

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等についての協議は管理主管課の総務部総務課が行う。また、男女ともに仕事と育児・介護等を両立しやすい環境の整備に取り組むための役割を明確にする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた目標及び取組

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。また、目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

目標 1：令和 12 年度まで、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 25.0%以上を維持する。

(令和 2 年度 19.2 % 、令和 7 年度 26.9 %)

〈 取組内容 〉

- ・各役職段階における人材プールの確保を念頭においた計画的な人材育成や人事配置を行う。
- ・女性職員を対象とする研修や外部研修機関（自治大学校・市町村アカデミー等）への派遣を行い、キャリア形成に積極的に取り組む。

目標 2：令和 12 年度まで、制度利用が可能な職員のうち、男性職員の育児休業の取得人数 1 名以上を維持する。

(令和 2 年度 0/0 名 、令和 6 年度 2/4 名)

〈 取組内容 〉

- ・育児休業等に関する情報の提供や制度の周知を徹底する。
- ・子の出生を控えている職員の把握に努めるとともに、所属長は育児休業等の円滑な制度利用のために業務を代替する周囲の職員の業務見直しや評価への配慮を行う。

目標 3：令和 12 年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を月 6 時間以下にする。

(令和 2 年度 6.7 時間 、令和 6 年度 12.2 時間)

〈 取組内容 〉

- ・所属ごとの超過勤務の状況を把握し、超過勤務の多い部署の所属長からヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。
- ・業務量の見直しや DX 化の推進による事務の効率化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置を行う。

【把握項目】

計画の策定にあたり、事業主行動計画策定指針に基づいて、以下の項目の状況を把握した。

(1) 職員の男女の給与の額の差異（令和7年4月1日）

任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.6%
全職員	91.9%

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和7年度）

【目標1】

26.9%（7/26名）

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率

（令和7年4月1日）

	係長	課長補佐	主幹	課長	部長
割合（%）	36.7	45.5	42.9	26.7	0.0
伸び率（%）	3.4	14.7	0.0	14.2	0.0

（伸び率：令和2年4月1日時点からの変化を捉えたもの）

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和7年4月1日）

33.3%（2/6名） 職種：一般行政職 2名

(5) セクシュアルハラスメント等対策の整備状況（令和7年度までの実績）

相談窓口の設置、ハラスメント研修の実施、ハラスメント防止に関する規定の制定

(6) 平均継続勤務年数の男女の差異（令和7年4月1日）

男性 17年6月 女性 15年10月 差 △1年8月

(7) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和6年度）

【目標2】

男性 50.0%（2/4名）、女性 100.0%（6/6名）

取得期間の分布状況

	男性	女性
取得なし	2	0
6ヶ月未満	2	0
6ヶ月以上 1年未満	0	1
1年以上	0	5

(8) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況（令和6年度）

配偶者出産休暇の取得率 25.0 %（1 / 4名）、取得日数 1日

育児参加のための休暇の取得率 0.0 %（0 / 4名）

(9) 職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数【目標 3】
（令和6年度）

管理的地位にある職員

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間	0	0	0	0	6.0	0	82.0	0	0	0	3.8	0
人	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0

管理的地位にある職員以外の職員

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時間	11.8	9.8	7.8	8.4	8.7	7.5	23.8	12.7	6.4	18.6	10.9	19.5
人	2	3	1	1	1	0	11	6	0	9	5	11

（超過勤務の上限：45時間 / 月）

○把握項目：事業主行動計画策定指針別紙四（第三部第三の二（二）及び三（三）関係）

○公表項目：事業主行動計画策定指針別紙六（第三部第三の六（二）関係）